

## 13 公共料金等の割引

心身障がい者の方の生活範囲拡大と経済的負担の軽減を図るため、次のような公共料金等の割引制度があり、市内の公共施設等で障害者手帳又はミライロIDを提示することで利用できます。詳しくは、それぞれの機関等でお確かめください。

第 1 種	第 2 種
○身体障害者手帳（第1種）	○身体障害者手帳（第2種）
○療育手帳A（A1、A2）	○療育手帳B（B1、B2）
○精神障害者保健福祉手帳（1級）	○精神障害者保健福祉手帳（2級・3級）

### 1. 鉄道運賃の割引

対象	割引内容	利用方法
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者	①手帳所持者が単独で利用する場合は、本人のみ片道101km以上の区間の普通乗車券について5割引 ②第1種の手帳所持者が介護者と共に利用する場合、距離制限なしに本人および介護者（介護者は1名まで）とも、普通乗車券、回数券、急行券（特別急行券を除く）について5割引 ③第1種の手帳所持者が介護者と共に利用する場合、本人および介護者（介護者は1名まで）とも定期券について5割引 ④定期券を使用する12歳未満の第2種の手帳の所持者が介護者ととも利用する場合、介護者（介護者は1名まで）のみ、定期券について5割引 ※12歳未満の障害児の運賃は、小児運賃の5割引ですが、定期券については割引なし	・手帳を提示し乗車券等を購入 ・②について大人が自動券売機で小児乗車券を購入して利用する場合、有人改札口にて乗車券とともに手帳を提示する。 *乗車中に手帳の提示を求められることもあります。 *JRについては、写真添付の手帳のみとなります。

※詳しくは、各交通機関窓口でお問い合わせください。

※スルッとKANSAI「特別割引用ICカード」

第1種の身体障害者手帳または療育手帳の所持者はスルッとKANSAI協議会加盟ICカード取扱交通機関等の路線で利用できる「特別割引用ICカード」が申請できます。詳しくは㈱スルッとKANSAI特別割引用ICカードサービスセンター（TEL 06-7730-9860）までお問い合わせください。

### 2. バス運賃の割引（奈良交通）

対象	割引内容	利用方法
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（写真貼付）の所持者	・障害者手帳の所持者が、本人の利用する、普通乗車券、現金、回数券、CI-CABasカードについて5割引、定期券について3割引 ・第1種（身体・療育）と精神1級の手帳所持者が介護者と共に利用する場合、介護者（介護者は1名まで）についても普通乗車券、現金、回数券、CI-CABasカードについて5割引、定期券について3割引 ただし、小児定期券、ひまわり回数券、ひまわりCI-CABasカードについては割引なし	・乗車運賃支払時に手帳を提示する。

※特割CI-CABasカード

各種障害者手帳所持者は奈良交通の車内の読取機で自動的に割引運賃を精算する「特割CI-CABasカード」が申請できます。詳しくは奈良交通窓口までお問い合わせください。

### 3. コミュニティバス「たけまる号」運賃の割引

対象	割引内容	利用方法
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（写真貼付）の所持者	5割引	・運賃支払時（降車時）に手帳又は、ミライロIDを運転士に提示 ・運行状況のお問い合わせ先 光陽台線、鹿ノ台線：奈良交通株式会社（TEL 78-5368） 門前線、西畑・有里線、北新町線、萩の台線、桜ヶ丘線 ：生駒交通株式会社（TEL 73-3131） ・その他のお問い合わせ先 生駒市役所 防犯交通対策課

### 4. タクシー運賃の割引

対象	障害者手帳所持者（身体・療育）
割引率	タクシー運賃の1割引
利用方法	手帳所持者が利用する場合に、タクシー乗務員に手帳を提示する。

※事業所によっては、精神障害者保健福祉手帳の所持者も対象になる場合があります。事前に事業所にご確認下さい。

## 5. 国内航空運賃の割引

対 象	障害者手帳保持者（身体・療育・精神）※年齢制限なり および介助者1名
割引内容	割引内容および割引適用条件は、各航空会社（国内線）により異なりますので、各社ホームページ等でご確認ください。
利用方法	手帳の提示ほか

## 6. 有料道路通行料金の割引

対 象	①障がいのある方本人（身体障害者手帳の所持者に限る。）が運転する自動車。 ②第1種の身体障害者手帳または療育手帳の所持者が乗車し、障がい者本人以外の方が運転する自動車。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録できる（軽）自動車は障がい者1人につき1台です。</li> <li>自動車検査証等の所有者欄に障がい者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等の「個人名義」があるもの。法人名が記載されているものは対象になりません。ただし、割賦購入（ローン）等の場合は、自動車検査証等の使用者欄に本人などの個人名が記載されている場合は対象となります。</li> </ul>
割引率	・通常の有料道路通行料金の5割引
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前に割引のための登録手続きをする必要があります。（手帳にシールを貼付します。）</li> <li>E T Cの割引登録をしなかった場合→料金所にて係員に手帳を提示、確認を受けて割引。</li> <li>E T Cの割引登録をした場合→割引登録したE T Cカード・車載器で、E T Cレーンを無線通行すると自動的に割引。</li> </ul>
割引対象車1人1台要件緩和について	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車を保有されていないまたは事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合等を考慮し、事前登録されていない自動車（親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシーなど）でも割引が適用されます。</li> <li>※要件によっては、割引が適用されない場合があります。</li> <li>※業務利用車両等は対象外です。</li> <li>※事前登録されていない自動車での利用は、割引登録申請のうえで、料金所係員に手帳の必要事項が記載された箇所を提示してください。</li> <li>※事前にE T C登録された方は、現金等でお支払いされる場合または事前に登録されていない自動車（知人の車やレンタカー等）であっても、手帳と登録済E T Cカードを必ず携帯してください。</li> <li>※自動車を保有されていない方も、本割引の適用には事前の申請手続きが必要です。</li> <li>※自動車登録なしでも申請手続きができます。</li> </ul>
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>①身体障害者手帳または療育手帳（いずれも原本）</li> <li>②自動車検査証</li> <li>③運転免許証（第2種の身体障害者手帳所持者のみ）</li> <li>④【E T Cを利用する場合のみ】E T Cカード（障がい者本人名義のもの。障がい者が未成年で第1種の手帳の場合、親権者の名義でも可。ただし、満18歳になると、本人名義カードが必要となります。）</li> <li>⑤【E T Cを利用する場合のみ】E T C車載器管理番号が確認できるもの（E T C車載器セットアップ申込書・証明書等）</li> </ul>
割引有効期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>割引制度には有効期限があります。（貼付シールに記載されます）</li> <li>更新手続は、割引有効期限の2か月前からできます。</li> <li>更新手続に必要なものは、上記、新規申請と同じです。E T Cカード・車載器に変更がない場合は④⑤は不要です。</li> <li>登録事項の変更手続は随時。上記①②と変更のあった③～⑤をお持ちください。</li> </ul>
申請窓口	・障がい福祉課
お問合せ	<ul style="list-style-type: none"> <li>有料道路E T C割引登録係</li> <li>T E L 045-477-1233（受付時間：平日9時～17時）</li> <li>F A X 045-474-1110</li> </ul>

◎2023年3月27日から、E T C利用登録者の方は、オンライン申請での手続きも可能となりました。  
 オンライン申請をされると障がい福祉課窓口での申請は必要ありません。  
 オンライン申請受付サイト（URL）<https://www.expressway-discount.jp>

## 7. NHK放送受信料の減免

免除の種類	対 象	問い合わせ先
全 額 免 除	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ人が世帯構成員であり、世帯すべての人が市町村民税非課税の場合	NHK奈良放送局営業部 平日10：00～17：00 TEL 0742-30-0500 FAX 0742-30-0530
半 額 免 除	NHKの契約者が世帯主であり、かつ、次の①か②の場合 ①世帯主が視覚障がいまたは聴覚障がいの身体障害者手帳所持者である場合 ②世帯主が身体障害者手帳（1・2級）・療育手帳A、A1、A2・精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者である場合	

## 8. 点字郵便物等の無料および割引の扱い

種 類	内 容	割引内容	窓 口
点字郵便物の無料扱い	次の郵便物で開封とするもの ①点字郵便物（点字のみを掲げたものを内容とするもの） ②盲人用の録音物または点字用紙等を内容とする郵便物で、日本郵便が規定する点字図書館、点字出版施設等（盲人の福祉を増進することを目的とする施設）から差し出されたまたはこれらの施設にあてて差し出されるもの	無料	郵便局 ※料金などの詳細は郵便局にお問い合わせください。
心身障がい者用ゆうメール	図書館と重度の身体障がい者、または重度の知的障がい者との間で、冊子とした郵便物を貸し出し、返本する場合に利用する冊子小包	一般の料金より低い料金になります。	
点字ゆうパック	盲人用点字のみを掲げたものを内容とする小包	一般のゆうパック料金より低い料金になります。	
聴覚障がい者用ゆうパック	聴覚障がい者のためのビデオテープ・DVD等で、聴覚障がい者と郵便局が指定する施設との間で発受される小包	一般のゆうパック料金より低い料金になります。	

## 9. NTTの番号案内の無料案内、携帯電話の割引

種 類	対 象	内 容	窓 口
NTTの番号案内（104番）料の無料	次の手帳所持者 ◇視覚障がい1～6級 ◇肢体不自由1・2級（下肢障がいを除く） ◇聴覚障がい2・3・4・6級 ◇音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい3・4級 ◇療育手帳 ◇精神障害者保健福祉手帳	事前にNTTに届け出た電話番号・暗証番号をオペレーターに告げ、無料対象者であることを確認のうえ、無料で番号案内を行います。	ふれあい案内事務局 TEL 0120-104174 FAX 0120-104134
携帯電話基本使用料の割引	次の手帳所持者 ◇身体障害者手帳 ◇療育手帳 ◇精神障害者保健福祉手帳	基本使用料等の割引を受けることができます。 割引額は各会社によって異なります。	各通信事業者店舗

## 10. 生駒ふるさとミュージアム特別展観覧料無料

対 象	割 引 内 容	利 用 方 法
以下の障害者手帳所持者及び介助者 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	特別展・企画展観覧料が無料になります。	入館の際、窓口にて手帳又は、ミライロIDを提示する。

### 11. 市営自動車駐車場料金の免除（生駒駅南、生駒駅北地下、ベルテラスいこま）

対 象		割引内容	利用方法・窓口
障がい者本人が運転する場合	次の手帳所持者 ◇身体障害者手帳1級～4級 ◇療育手帳 ◇精神障害者保健福祉手帳	料金免除	出庫時に、係員を呼び出していただき、各種手帳又はミライロIDを提示してください。 ご利用にあたっては各駐車場にお問い合わせください。 ・生駒駅南 75-6500 ・生駒駅北地下 75-1114 ・ベルテラスいこま 74-1144
介護者が運転し、障がい者が同乗している場合	次の手帳所持者 ◇身体障害者手帳1級～2級 ◇療育手帳 ◇精神障害者保健福祉手帳		

### 12. 市営自転車駐車場利用料金の減免（生駒駅前、生駒駅前第2、生駒駅南、生駒駅北、谷田、谷田第2）

対 象 者	次の手帳所持者 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳
割 引 内 容	定期利用料金の半額を減免 （1回ごとの半額での利用はできません）
利 用 方 法	事前に自転車駐車場の定期券発行機で申請のうえ利用する 購入時には各種手帳等を提示してください。
窓 口	ご利用にあたっては指定管理者の（株）アーキエムズにお問い合わせください。 0120-9235-21

### 13. 生駒山麓公園施設の使用料の減免

（令和8年4月現在）

対 象 者	施 設 名	内 容	窓 口
次の手帳所持者とその介助者 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 （ミライロIDの提示でも可）	生駒山麓公園	ふれあいセンター浴場	手帳等提示時 免除 （同性の介助者2名まで免除）
		野外活動センター	手帳等提示時 個人利用料 半額 （介助者1名まで半額）
		フィールドアスレチック	手帳等提示時 半額 （介助者1名まで半額）
		ふれあいセンター （附属設備を除く）	手帳等提示時 半額 （介助者1名まで半額） ※事前申請の必要あり
		駐車場	手帳等提示時 免除 （1台のみ）
			各施設

#### 14. 市民プール等の使用料の減免

(令和8年4月現在)

対象者	施設名	内容	窓口
次の手帳所持者とその介助者 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・障害福祉サービス受給者証 (ミライロIDの提示でも可)	イモ山公園プール	手帳等提示時 免除 (介助者2名まで免除)	各施設
	井出山屋内温水プール 「きらめき」	16歳以上：割引あり 幼児、15歳以下：免除 (介助者1名まで免除)	
	市内各体育施設 ※適用には団体ごとの利用者登録が必要	手帳等提示時 半額 (青少年利用を除く)	

#### 15. 県立公共施設等の主な減免

施設等名称	TEL	FAX
奈良県立美術館	0742-23-3968	0742-22-7032
奈良県立民俗博物館	0743-53-3171	0743-53-3173
奈良県立万葉文化館	0744-54-1850	0744-54-1852
奈良県立橿原考古学研究所附属博物館	0744-24-1185	0744-24-1355
奈良国立博物館	050-5542-8600	0742-26-7218
奈良県立図書情報館	0742-34-2111	0742-34-2777
奈良労働会館	0742-26-6900	0742-26-6905
奈良県産業会館	0745-22-2727	0745-22-0561
奈良県立橿原公苑	0744-22-2462	0744-25-1559
奈良文化財研究所飛鳥資料館	0744-54-3561	0744-54-3563
若草山	0742-22-0375	0742-24-1706
奈良春日野国際フォーラム	0742-27-2630	0742-27-2634
中和労働会館（奈良県産業会館内）	0745-22-2727	0745-22-0561
スイムピア奈良	0743-57-2782	0743-57-2783

※詳しくは各施設にお問合わせください。

#### ・障害者手帳アプリ「ミライロID」とは

「ミライロID」とは、株式会社ミライロが提供している、障がいのある方に向けたスマートフォン用アプリです。

事前に障害者手帳の情報を登録することで、スマートフォン画面に手帳情報が表示できるようになり、障害者手帳の提示に代えて、施設や店舗で障害者割引を受けることができます。

※登録できる障害者手帳は、顔写真が添付されているものに限りです。

詳細はミライロIDのホームページをご確認ください。

- ・ミライロID（株式会社ミライロ）

<https://mirairo-id.jp>